

消 防 計 画

社会福祉法人 やまゆり福祉会

消防計画作成チェック表（中規模用）

- 防災管理義務対象物〔該・否〕 自衛消防組織〔該・否〕
 統括防火管理義務対象物〔該・否〕 統括防災管理義務対象物〔該・否〕
 条例第 55 条の 2 の 2（防災センター管理計画）〔該・否〕
 条例第 55 条の 3 の 2（防火管理業務計画）〔該・否〕

作 成 す る 内 容	必 要 項 目	作 成 チェック	備 考
I 目的及びその適用範囲等について			
1 目的	◎	◎	
2 適用範囲	◎	◎	
3 防火・防災管理業務の一部委託について	▲		
II 管理権原者の責任及び防火管理者の業務			
1 管理権原者	◎	◎	
2 防火管理者	◎	◎	
3 自衛消防組織の設置と管理権原者の責務	▲		
4 自衛消防組織の協議会及び統括管理者	▲		
III 火災予防上の点検・検査			
1 日常の火災予防	◎	◎	
2 自主的に行う検査・点検	◎	◎	
3 防火対象物及び消防用設備等の法定点検	◎	◎	
4 報告等	◎	◎	
5 その他	▲		
IV 守らなければならないこと			
1 職員が守るべき事項 （避難施設と防火設備等の管理、火気管理、放火防止対策等）	◎	◎	
2 防火管理者等が守るべき事項 （工事中の安全対策の樹立等）	◎	◎	
V 防火・防災教育について			
1 防火・防災教育の実施時期等	◎	◎	
2 自衛消防隊員等の育成	◎		
VI 訓練			
1 訓練の実施時期等	◎	◎	
2 訓練時の安全対策	◎	◎	
3 訓練の実施結果	◎	◎	
VII 消防機関との連絡等			
1 消防機関へ報告、連絡する事項	◎	◎	
2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管	◎	◎	
VIII 自衛消防隊等について （防火対象物自衛消防隊を編成する場合）			
1 防火対象物自衛消防隊の編成	◎	◎	
2 防火対象物自衛消防隊の活動範囲	◎	◎	
3 防火対象物自衛消防隊長等の権限	◎	◎	
4 火災発生時の自衛消防活動	◎	◎	
IX 震災対策について			
1 震災に備えての事前計画	○	○	
2 震災時の活動計画	○	○	
3 施設再開までの復旧計画	○	○	
X その他の災害対策について			
1 大規模テロ等に伴う災害に係る自衛消防対策	●・※	●	
2 大雨・強風等に係る自衛消防対策	●	●	
3 受傷事故等の自衛消防対策	●	●	

別表 1	日常の火災予防の担当者と日常の注意事項	◎	◎	
別表 2-1	自主検査チェック表「火気関係」	◎	◎	
別表 2-2	自主検査チェック表「閉鎖障害等」	◎	◎	
別表 3	自主検査チェック表「定期」	◎	◎	
別表 4	自主点検チェック表「消防用設備等」	◎	◎	
別表 5	防火対象物自衛消防隊の編成と任務（編成表）・（資格管理表） ・（任務表）	◎	◎	
別表 6	自衛消防訓練実施結果記録書	◎	◎	
別表 7	オフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策チェックリスト	○	○	
別表 8	一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄	○	○	
別表 9	震災時における時差退社計画	○	○	
別表 10	施設の安全点検のためのチェックリスト	○	○	
別記 1	自衛消防活動要領	◎	◎	
別 図	避難経路図	◎	◎	
その他				

- （備考）
- 1 ◎印は、消防法第 8 条第 1 項に定める防火管理に係る消防計画を作成する上で必要な項目である。
 - 2 ○印は、震災対策条例第 10 条に定める事業所防災計画を作成する上で必要な項目である。
 - 3 ●印は、火災予防条例第 55 条の 4 に基づく自衛消防対策の項目である。
 - 4 ▲印は、該当する場合に定める項目である。
 - 5 ★印は、統括防火管理義務対象物に該当する場合に定める項目である。
 - 6 ※印は、消防法第 36 条第 1 項において準用する同法第 8 条第 1 項に定める防災管理に係る消防計画を作成する上で必要な項目である。
 - 7 作成チェックは、消防計画の作成者が、自己の事業所の消防計画の作成に当たり、必要項目を確認し、作成したものについて「✓」印でチェックする。
 - 8 〔該・否〕の欄は、どちらかを○で囲む。
 - 9 事業所の実態に合わせて作成した別表・別記・別図については、別表等の空欄に記入する。

社会福祉法人やまゆり福祉会消防計画

平成28年4月1日作成

I 目的及び適用範囲等について

1 目的

この計画は、管理権原の及び範囲における防火・防災管理についての必要事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

- (1) 管理権原の及び範囲は、社会福祉法人やまゆり福祉会が占有する部分とする。
- (2) この計画を適用する者の範囲は次のとおりとする。
 - ア 管理権原者及び防火管理者
 - イ 前ア以外の者で、前項に示す管理権原の及び範囲に勤務する者

II 管理権原者の責任及び防火管理者の業務

1 管理権原者

- (1) 管理権原者は、管理権原の及び範囲の防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。
- (2) 管理権原者は、防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修するものとする。
- (3) 管理権原者は、火災、地震その他の災害等が発生した場合の本施設における自衛消防活動の全般についての責任を負うものとする。

2 防火管理者

防火管理者は、次の業務を行う。

- (1) 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
- (2) 火災予防上の自主検査の実施又は監督
消防用設備等、建物、防火施設、避難施設、電気設備、火を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）等の検査・点検を実施又は監督し、不備欠陥箇所のある場合は、改修を図る。
- (3) 防火対象物の法定点検及びその立会い
- (4) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (5) 改装工事等の立会い及び安全対策の樹立
- (6) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (7) 職員に対する防火・防災教育の実施
- (8) 火元責任者等に対する指導、監督
- (9) 管理権原者への提案や報告
- (10) 放火防止対策の推進
- (11) 地震による被害の軽減のための自主点検・検査の実施又は監督
- (12) 防災設備及び避難施設等の検査・点検の実施並びに不備欠陥箇所がある場合の改修
- (13) 地震発生時における家具類の転倒・落下・移動の防止措置
- (14) その他 防火管理上必要な業務

Ⅲ 火災予防上の点検・検査

1 日常の火災予防

- (1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表1「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」のとおりとする。
 - ア 出火防止の確認は、別表2-1の『自主検査チェック表「火気関係」』に基づき行う。
 - イ 避難安全等の確認は、別表2-2の『自主検査チェック表「閉鎖障害等」』に基づき行う。
- (2) 管理権原者又は防火管理者は、別表1「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」を、関係する職員、その他防火管理業務に従事する者に周知し、さらに休憩室など見やすい場所に掲示する。

2 自主的に行う点検・検査

- (1) 消防用設備等の法定点検のほかに、自主点検を実施する。
 - ア 自主点検は、別表4の『自主点検チェック表「消防用設備等」』に基づきチェックする。
 - イ 実施時期は、おおむね1月と7月の年2回とする。
- (2) 別表3の『自主検査チェック表「定期」』に基づき、建物等の自主検査を実施する。

3 防火対象物及び消防用設備等の法定点検

- (1) 防火対象物、消防用設備等の法定点検は、法令に規定される期限内に報告できるよう計画的に実施するものとする。
- (2) 防火管理者は、前(1)の点検実施時立ち会うものとする。

4 報告等

- (1) 防火管理者は、自主検査、自主点検及び法定点検の結果を適宜確認し、その記録を管理するものとする。
- (2) 防火管理者は、前(1)により確認した内容で不備欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し、計画的な改修を図るものとする。

Ⅳ 守らなければならないこと

1 職員が守るべき事項

- (1) 防火管理者、職員及びその他防火管理業務する者は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸などの防火・防災設備が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。
 - ア 避難口、廊下、階段などの避難施設に物品等を置かないこと、及び置いてあることを発見した場合は、直ちにそれを除去すること。
 - イ 階段等への出入口に設けられている扉等（防火戸など）の開閉を妨げるように物品等を置かないこと、及び置いてあることを発見した場合は、直ちにそれを除去すること。
 - ウ ア及びイにおいて、発見された物品等を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。
- (2) 火気管理等
 - ア 喫煙は、指定された場所で行い、確実に吸殻を処理する。
 - イ 終業時には必ず灰皿の整理及び火気使用設備器具等の安全を確認する。
 - ウ 火気使用設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。
 - エ 火気使用設備器具は指定された場所で使用するとともに、本来の目的以外に使用しない。
 - オ 燃烧器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。
 - カ 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。
 - キ 厨房機器やその周囲は毎日こまめに点検・清掃する。
 - ク 防火ダンパーや自動消火装置は正常に作動するように整備・清掃する。

ケ ガス機器を使用中はその場を離れない。その場を離れるときは、火を消してから離れる。

(3) 放火防止対策

- ア 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- イ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。
- ウ 建物内外の整理整頓を行う。
- エ トイレ、洗面所の巡視を行う。
- オ 火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。

2 防火管理者等が守るべき事項

(1) 工事中の安全対策の樹立

ア 管理権原者は、次に掲げる事項の工事を行うときは、「工事中の消防計画」を消防機関に届け出なければならない。

(ア) 増築等で建基法第7条の6及び同法第18条第22項に基づき特定行政庁の仮使用の承認を受けたとき

(イ) 消防用設備等の増築等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき

イ 防火管理者は、防火管理上影響のある工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。

ウ 工事人等の遵守事項

管理権原者は、工事人に対し、次の事項を遵守させる。

(ア) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。

(イ) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。

(ウ) 工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。

(エ) 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。

(オ) 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。

エ 防火管理者は、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行う。

(2) 火気の使用制限

防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

- ア 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
- イ 火気使用設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定
- ウ 工事等の火気使用の禁止又は制限

(3) 臨時の火気使用等

防火管理者は、次の事項が行われようとする場合、又は行われていることを確認した場合は、その内容について確認し、防火管理上必要な指示をしなければならない。

- ア 指定された場所以外での喫煙又は臨時的な火気の使用
- イ 各種火気使用設備器具の設置又は変更
- ウ 危険物等の使用

(4) その他

- ア 防火戸などの閉鎖範囲や閉鎖位置を床面などに明示する。
- イ 避難経路図を作成し、建物利用者に周知させることができるように掲出する。

V 防火・防災教育について

1 防火・防災教育の実施時期等

防火・防災教育は、教育の対象となる者の特性等を踏まえ、防火管理者が実施担当者、実施時期を判断し、おおむね次に示す内容について実施する。

- (1) 消防計画について
- (2) 火災発生時の対応について
- (3) 地震時及びその他災害等の対応について
- (4) その他火災予防上及び自衛消防上必要な事項

VI 訓練

1 訓練の実施時期等

- (1) 訓練の実施時期等は次表のとおりとする。

訓練の種別	実施時期	備考
全体訓練	毎月	訓練指導者は、防火管理者・防災委員
消火訓練	おおむね6月	訓練指導者は、防火管理者・防災委員
震災訓練	おおむね8月	訓練指導者は、防火管理者・防災委員

- (2) 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたらせる。
- (3) 防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」を所轄消防署へ提出する。

2 訓練時の安全対策

訓練指導者は自衛消防隊長とし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。

(1) 訓練実施前

- ア 訓練に使用する施設、資器材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。
- イ 事前に自衛消防隊員の健康状態を把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じる。

(2) 訓練実施時

- ア 訓練実施時において、使用資器材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じること。
- イ 訓練指導者は、安全を管理する者、補助者等を指定して、要所に配置するとともに、各操作及び動作の安全を確認すること。

(3) 訓練終了後

訓練終了後の使用資器材収納時についても、十分に安全を確保させる。

3 訓練の実施結果

防火管理者は、自衛消防訓練終了後訓練の実施結果について検討するとともに、別表6「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録し、以後の訓練に反映させるものとし、防火管理関係台帳に綴じて、訓練を行った日から3年間保管しておくものとする。

VII 消防機関との連絡等

1 消防機関へ報告、連絡する事項

種 別	届 出 等 の 時 期	届出者等
(1) 消防計画作成（変更）届出	次の事項を変更したとき ア 管理権原者又は防火管理者の変更 イ 自衛消防組織の大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火・防災上の構造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
(2) 訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施するとき	防火管理者
(3) 消防用設備等点検結果報告	法令に定められた期間内（総合点検時の消防用設備等点検結果報告書）	建物所有者等

2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

- (1) 管理権原者は、消防機関へ報告した書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備及び保管する。
- (2) 転売等により管理権原者が変更となる場合は、防火管理維持台帳のうち竣工からの建築関係及び消防用設備等に関する届出書類や図面等の関係書類を確実に受け渡すものとする。

VIII 自衛消防隊等について

1 防火対象物自衛消防隊の編成

- (1) 管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、防火対象物自衛消防隊を、別表5-①-アのとおり編成（警戒宣言が発せられた場合の組織を含む。）する。
防火対象物自衛消防隊長は、防火管理者がその任務にあたる。
なお、夜間については、別表5-①-イのとおりとし、男性棟の夜間勤務者が防火対象物自衛消防隊長の任務に当たる。
- (2) 防火対象物自衛消防隊長には、その任務を代行する防火対象物自衛消防隊長の代行者を必要に応じ定める。
管理権原者は、編成表を見やすいところに掲示するなどして、各自衛消防隊員に周知させるよう努める。

2 防火対象物自衛消防隊の活動範囲

- (1) 防火対象物自衛消防隊の活動範囲は、防火対象物全体とする。
- (2) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、防火対象物自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

3 防火対象物自衛消防隊長等の権限

- (1) 防火対象物自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊が火災、地震その他の災害等が発生した場合の本施設に

おける自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

- (2) 管理権原者は、防火対象物自衛消防隊長の代行者に対し、防火対象物自衛消防隊長の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 火災発生時の自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、次に示す基準により行動する。

(1) 通報・連絡

ア 火災が発生したときには、通報連絡（情報）班又は火災を発見した者は、直ちに 119 番通報、及び支援員室等への火災の状況の通報をするとともに、周囲の者に連絡する。

イ すでに消火された火災を発見した場合も、消防機関へ通報する。

ウ 管理権原者、防火管理者が不在のときは緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。

エ その他

- ・自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、消火器、マスターキー、携帯電話等を持って現場へ急行する。
- ・火災であることを確認した場合は、周囲に火災を知らせるとともに、自動火災報知設備の発信機を押した後、直ちに消防機関（119番）に通報する。
- ・初期消火及び避難誘導を行う。
- ・火災発生時、管理人室等の勤務員が複数名の場合は、非常電話や放送設備を活用するなどし、互いに連携して上記の行動を効率的に行う。

(2) 初期消火

ア 初期消火班は、出火場所に急行し、自己の安全を確保した上で初期消火活動を行う。

イ 初期消火班は、消火器や屋内消火栓などの消防用設備等を用いて消火する。

(3) 避難誘導

ア 避難誘導班は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。

イ 拡声器、メガホン等を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。

ウ 避難方向が分かりにくい場所には誘導員を配置する。

エ 避難誘導班は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、防火対象物自衛消防隊長に報告する。

オ その他

- ・エレベーターによる避難は、原則として禁止する。

(4) 安全防護

ア 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸を閉鎖する。

イ その他

- ・空調設備と常用エレベーターの運転は中止する。

(5) 応急救護

ア 応急救護班は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。

イ 応急救護班は、負傷者の氏名、年齢、搬送病院、負傷箇所及び負傷程度等必要事項を記録する。

ウ 逃げ遅れた者の情報を得た場合、応急救護班は現場へ急行し、屋外避難階段等の安全な場所へ救出する。

オ その他

- ・原則として、やまゆりホールに救護所を設置する。

IX 震災対策について

1 震災に備えての事前計画

(1) 防災についての任務分担

管理権原者は、別表 1 「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」に定めた組織の編成に準じて、実施区

分ごとに点検、検査の任務分担を行う。

(2) 建築物等の点検及び補強

管理権原者は、建築物及び建築物に付随する施設物（看板、装飾塔等）の倒壊、転倒、落下防止措置を行う。
また、東京都が作成・公表する地震の被害予測や区市町村が作成するハザードマップ等を定期的に確認し、防火対象物に影響を及ぼす震災時の延焼、建物倒壊等の危険実態を把握する。

(3) オフィス家具類の落下、転倒及び移動防止措置

管理権原者は、事務室内、倉庫、避難通路、出入口等の書架、物品棚、複写機等のオフィス家具類の落下、転倒及び移動防止の措置を別表7のチェックリストを活用して実施する。

(4) 危険物等の流出防止措置

管理権原者は、高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検を行い、転倒、落下、浸水などによる発火防止措置及び送油管等の緩衝装置の点検及び確認を行う。

(5) 火気使用設備器具の点検及び安全措置

管理権原者は、火気使用設備器具の自動消火装置、燃料の自動停止装置等について作動状況の点検及び確認を行う。

また、火気使用設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないことを徹底する。

(6) 消火器等の準備及び適正管理

管理権原者は「Ⅲ 火災予防上の点検・検査」に基づき、消防用設備等の法定点検及び自主点検を行い、消火器等を適正に維持管理する。

(7) 安全避難確保及び点検

管理権原者は、職員、利用者等及び他の在館者（以下「職員等」という。）が建物から安全に避難できるように、別表2-2「自主検査チェック表「閉鎖障害等」」に基づき、避難施設及び防火設備を点検し、安全な状態を確保する。

また、避難場所及び避難方法を確認しておき、火災、土砂災害の危険が予想される場合、適切に避難を実施する。

避難場所：第一避難場所：やまゆりホール、第二避難場所：美山小学校

避難方法：やまゆりホールに集合・点呼を行い、必要に応じ美山小学校に避難

(8) 資器材及び非常用物品の準備

管理権原者は、地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材及び非常用物品を確保する。

また、資器材及び非常用物品の点検整備を定期的実施する。

(9) 防災教育及び訓練

管理権原者は、「Ⅴ 防火・防災教育について」に準じて、職員に対し地震時の対応方法等の防災教育及び訓練を実施する。

(10) 周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制の確立

管理権原者は、周辺地域の事業所及び住民等との連携及び協力を努める。

(11) 警戒宣言発令時の対応措置

管理権原者は、警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講じる。

ア 自衛消防隊は、別表5B)－③に定める任務を行うものとする。

イ 火気使用設備器具の使用及び喫煙を原則として中止する。

ウ 避難誘導班の配置完了後、東海地震予知情報に関して、非常放送設備等により在館者へ伝達する。

(12) 家族との安否確認手段の確保

管理権原者は、通話の輻そうや停電による電話の不通を想定し、職員との連絡の手段及び手順をあらかじめ定めておくとともに、職員が安心して施設内に待機できるよう家族等との安否確認手段を職員に周知するものとする。

ア 職員は、震災時における家族との安否確認手段を日頃から家族と話し合い、複数の連絡手段を確保しておくものとする。

イ 震災時における職員の安否確認者（班）及び安否確認手段は、次のとおりとする。

安否確認者（班）	優先順位	安否確認手段
防火管理者	第1優先順位	携帯電話用一斉メール
	第2優先順位	災害用伝言ダイヤル（117）
	第3優先順位	

(13) 職員等の一斉帰宅の抑制

管理権原者は、施設及び利用者の安全を確認した後、職員等の一斉帰宅を抑制するため、次の措置を講じる。

ア 震災により公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが無い場合は、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、職員等に「むやみに移動を開始しない」ことを周知するものとする。

イ 震災時に職員等の安全を確保するため、職員等が安全に待機できる場所（施設内待機場所）を確保するものとする。

施設内待機場所・・・やまゆりホール、支援員室

ウ 職員等の施設内待機を維持するために、3日分の飲料水、食料その他災害時における必要な物資（備蓄品）を備蓄するものとする。

また、職員等以外の帰宅困難者用に10%程度を余分に備蓄する。

備蓄場所・備蓄品・・・別表8のとおり

エ 職員の徒歩による帰宅経路を把握し、グループごとの時差退社計画を作成しておく。

時差退社計画表・・・別表9のとおり

(14) 帰宅困難者対策

自衛消防隊長は、鉄道等交通機関の運行状況、二次災害に備えた余震等の発生危険に関する情報の把握に努め、館内放送等を活用して、職員等に適宜伝達する。

(15) 災害予防措置

管理権原者は、訓練等を実施した結果の確認及び検証を行い、計画の見直し、改善していく取り組み（PDCAサイクル）を取り入れることとする。

2 震災時の活動計画

(1) 震災時の自衛消防隊の任務

震災時の任務分担に関しては、次のとおりとする。

ア 地震により防火対象物内で火災が発生した場合は、防火対象物地区隊ごとでの活動を原則とする。

イ 被害のない地区又は活動の終了した地区の自衛消防隊は、防火対象物自衛消防隊長から活動要請があった地区において、協力して活動を行う。

(2) 緊急地震速報の活用

緊急地震速報を受信した場合は、周囲の状況に応じて、自身の身の安全を確保すること。

(3) 出火防止及び初期消火活動

震災時の出火防止対策及び初期消火活動は、次のとおりとする。

ア 地震時、火気使用設備器具付近にいる職員は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、電源、燃料等の遮断等を行う。防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。

イ 火災を発見した者は、周囲の者に知らせるとともに、消防用設備等を活用し、初期消火を実施する。

(4) 高圧ガス等の流出、漏えい時の緊急措置

管理権原者は、高圧ガス等の流出又は漏えいが発生した場合は、自衛消防隊の組織を活用して応急の措置を行うとともに、消防機関その他関係者に連絡する。

(5) 初期救助・救護活動

初期救助及び初期救護活動は、次のとおりとする。

地震時の活動は、Ⅷ-1「防火対象物自衛消防隊の編成」によるほか、次の事項を考慮し、活動する。

ア 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、救護所、医療機関に搬送する。

イ 倒壊現場付近では、消火器、水バケツ等を用意し、不測の事態に備える。

ウ 救出の優先順位は、人命への危険が切迫している者からとし、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。

(6) 被害状況の把握等

自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し、必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底するとともに、混乱を防止するために建物内にいる在館者に適切な指示を行う。

(7) 避難場所及び避難方法

管理権原者は、火災、津波等の危険が予想される場合、事前に定めた避難方法に基づき、適切に避難を開始する。

(8) 周辺地域の施設・住民との連携

自衛消防隊長は、防火対象物の活動が終了した後、応援協定に基づく応援に移行する。

(9) 家族等との安否確認

家族等との安否確認は、次のとおりとする。

ア 職員は、震災時に家族等の安否を確認し、安否確認者に報告するものとする。

イ 安否確認者は、震災時に、事前に定めた安否確認手段に基づき、速やかに職員の安否確認を実施するものとする。

(10) 職員等の施設内待機等

職員等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動は、次のとおりとする。

ア 管理権原者は、震災時に館内一斉放送を用いて、「むやみに移動を開始しない」ことを職員等に徹底するものとする。

イ 管理権原者は、震災時に災害関連情報等を収集し、施設周辺の災害状況を確認するとともに、施設の安全点検のためのチェックリストの項目に従い、施設内で待機できるか判断するものとする。

施設チェック項目・・・別表10のとおり

ウ 管理権原者は、施設の周辺や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、東京都や市区町村からの一時滞在施設等の開設情報等をもとに職員等を誘導するものとする。

エ 管理権原者は、災害発生状況や公共交通機関の運行状況、幹線道路の混雑状況等から判断し、職員等が安全に帰宅できるようになった場合は、時差退社計画表に基づき、方面別に集団で帰宅を実施するものとする。

3 施設再開までの復旧計画

(1) ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策

ガス、電気、上下水道、通信途絶時は、非常用電源等の非常用物品を活用し対応する。

(2) ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置

震災後の二次災害発生を防止するために、火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。

(3) 被害状況の把握

二次災害の発生に備えて、消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。

(4) 復旧作業等の実施

管理権原者は、復旧作業又は建物の使用を再開するときは、通常と異なる利用形態となることから立入禁止区域や避難経路を従業員等に周知徹底する。

X その他の災害対策について

1 大規模テロ等に伴う災害に係る自衛消防対策

- (1) マスク、防護衣等の避難誘導のため資器材を配置した場合、定期に点検を行う。
- (2) 大規模テロ等に伴う災害時の活動は、Ⅷ－1「防火対象物自衛消防隊の編成」により、通報連絡、在館者の避難及び避難のために必要な最小限の身体防護措置を行うものとする。
- (3) 行政機関からの指示等に従うことを原則とする。
- (4) 行政機関からの指示等は、確実に収集できる体制をとり、指示等があった場合は、在館者に確実に伝達する。
- (5) 自己事業所で発生した場合を除き、原則として屋内にとどまり行政機関からの指示を待つ。

2 大雨・強風等に係る自衛消防対策

- (1) 日常の大雨・強風対策、被害の未然防止措置について
 - ア 大雨・強風に備え、日頃から排水溝の清掃及び落下危険のある物の除去を図る。
 - イ 停電時等でも正しい情報が入手できるよう、ラジオ等を備えておく。
 - ウ 防水板、土のう、排水ポンプの定期点検
- (2) 大雨・強風等に伴う災害発生時の自衛消防活動について
大雨・強風等に伴う災害発生時の活動は、Ⅷ－1「防火対象物自衛消防隊の編成」によるほか、次の事項について行う。
 - ア 大雨洪水警報の発令等、災害発生危険が高まった場合、以下の活動を行う。
 - (ア) 建物内外の定期巡回
 - (イ) 屋外に通じる窓、扉の閉鎖
 - イ 道路の冠水等、地下部分への浸水危険がある場合、以下の活動を行う。
 - (ア) 資器材の点検、排水ポンプの作動確認
 - (イ) 地下部分への立入制限
 - (ウ) エレベーターの使用制限
- (3) 土砂災害に伴う災害発生時の自衛消防活動について
 - (ア) 大雨がが予想される場合は、特別警戒区域及び警戒区域を巡視し、異常が発見された場合には、防火対象物自衛消防隊長に報告する。
 - (イ) 土砂災害が予想される場合は、本館 1 階の利用者を 2 階に避難させる。

3 受傷事故等の自衛消防対策

- (1) 受傷事故等に対する事前の備え
 - ア 従業員の救命講習の受講等の促進を図る。
 - イ 応急救護資器材を配置している場合、定期的に点検・整備を行う。
- (2) 受傷事故等発生時の活動
受傷事故等発生時の活動は、Ⅷ－1「防火対象物自衛消防隊の編成」によるほか、次の事項について行う。
 - ア 傷病者のそばにいる者は、応急手当を行うとともに、消防機関へ通報する。
 - イ 応急救護の知識・技術を持った者がいる場合は、応援要請を行う。
 - ウ 人員に余裕のある場合、玄関等から救急隊を、現場へ誘導する。
 - エ 救急隊到着後は、救急隊員の指示に従う。

別表1

日常の火災予防の担当者と日常の注意事項

管理権原者 役職・氏名 理事長				担 当 者 の 任 務	
防火管理者 役職・氏名		事務課長		防火管理者	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設の防火管理業務の統括責任者 防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。
防火担当責任者		火元責任者			
担当区域	職 名	担当区域	職 名	防火担当責任者	<ul style="list-style-type: none"> 担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。 防火管理者の補佐を行う。
本 館	業務課長	男性棟	責任番		
生活棟	防災委員	女性棟	責任番	火元責任者	<ul style="list-style-type: none"> 担当区域の火災予防について、「自主検査チェック表」などにに基づきチェックし、防火管理者に報告する。
本 館 食 堂	事務課長	厨 房	委託業者 職 員	従 業 員 の 注 意 事 項	
作業棟	業務課長	作業棟	係 長	<ol style="list-style-type: none"> 消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周囲には、物品を置かないこと。 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。 火気使用設備器具の周辺には、よく整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。 休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。 職員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸殻入れを用いて喫煙すること。 死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。 危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。 異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。 喫煙場所などの吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。 建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。 電気、ガスなどの火気使用設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。 火元責任者は、担当区域の火気の状態を責任を持って管理すること。 その他 	
リサイクル	業務課長	リサイクル工場	リーダー		
ふっくら 亭	業務課長	工 房	主 任		
	業務課長	店 舗	主 任		
やまゆり ホール	業務課長	ホール	係 長		
	業務課長	作業小屋	係 長		

別表2-1

自主検査チェック表「火気関係」

月

実施責任者					担当区域		
日	曜日	実 施 項 目					
		ガス器具のホース 老化・損傷	電気器具の配線 老化・損傷	火気使用設備器具 の設置・使用状況	吸殻の 処 理	終業時の 火気の確認	共用部分及び建物外同 部の可燃物の有無等
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
(備考) 不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。						防火管理者	
(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修						確 認	

別表2-2

自主検査チェック表「閉鎖障害等」

実施責任者		火元責任者（責任番・A勤・B勤）		担当範囲		1階			
実施日時		／ 時		／ 時		／ 時		／ 時	
実施項目		確認箇所		チェック状況		チェック状況		チェック状況	
避難障害	避難口	東側出入り口							
		西側出入り口							
	廊下 避難通路	中央廊下							
		ベランダ							
	階段	東側避難階段							
		西側避難階段							
閉鎖障害	防火戸	棟内中央防火戸							
		食堂防火戸							
操作障害等	屋内消火 栓	東側消火栓							
		西側消火栓							
	自火報	受信電源スイッチ							
備考									
実施責任者		火元責任者（責任番・A勤・B勤）		担当範囲		2階			
実施日時		／ 時		／ 時		／ 時		／ 時	
実施項目		確認箇所		チェック状況		チェック状況		チェック状況	
避難障害	避難口	東側出入り口							
		西側出入り口							
	廊下 避難通路	中央廊下							
		ベランダ							
	階段	東側階段							
		西側階段							
閉鎖障害	防火戸	棟内中央防火戸							
		2階踊り場防火戸							
操作障害等	屋内消火 栓	東側消火栓							
		西側消火栓							
備考									
(備考) 不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。							防火管理者		
(凡例) ○…良 ×…不備欠陥 ⊗…即時改修							確認		

別表3

自主検査チェック表「定期」

実施項目及び確認箇所		検査結果
建 物 構 造	(1) 基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。	
	(2) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	(3) 天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。	
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。	
	(6) 屋外階段 各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。	
	(7) 手すり 支柱が破損・腐食していないか。また、取り付け部に緩み・浮きがないか。	
	(8) 消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。	
防 火 ・ 防 災 施 設	(1) 外壁の構造及び開口部等 ① 外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③ 防火戸は円滑に開閉できるか。	
	(2) 防火区画 ① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③ 自動開閉装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が完全に閉まるか。 〔確認要領〕 ○ 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ○ 煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。	
	(1) 廊下・通路 ① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を配置していないか。	
	(2) 階段 ① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ② 階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③ 階段室に設備・機器等の障害物を配置していないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	
	(3) 避難階の避難口（出入口） ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。	

火 気 使 用 設 備 器 具	(1)	厨房設備（コンロ、レンジ、フライヤー等）、給湯器等			
		① 可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。			
		② ガス配管等は、亀裂、老化、損傷していないか。			
		③ 油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。			
		④ 防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。			
(2)	暖房器具（ガスストーブ、石油ストーブ等）				
	① 自動消火装置は、適正に機能するか。				
電 気 設 備	(1)	変電設備			
		① 電気技術主任者等の資格を有する者が検査を行っているか。			
		② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。			
	(2)	電気器具			
		① タコ足の接続を行っていないか。			
		② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。			
検査実施者氏名		検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

（備考） 不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

（凡例） ○…良 ×…不備欠陥 ⊗…即時改修

別表4

自主点検チェック表「消防用設備等」

実 施 設 備	確 認 箇 所	点検結果
消 火 器 (年 月 日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。	
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	(4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。	
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋 内 消 火 栓 設 備 (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。	
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	
	(4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 送水口の変形及び操作障害はないか。	
	(4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。	
	(5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
自 動 火 災 報 知 設 備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。	
	(4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。	
放 送 設 備 (年 月 日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	
	(2) 試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。	
避 難 器 具 (年 月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。	
	(2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっていないか。	
	(3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。	
	(4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。	
	(5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘 導 灯 (年 月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。	
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。	
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
備 考		
検 査 実 施 者 氏 名		防火管理者確認

(備考) 不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

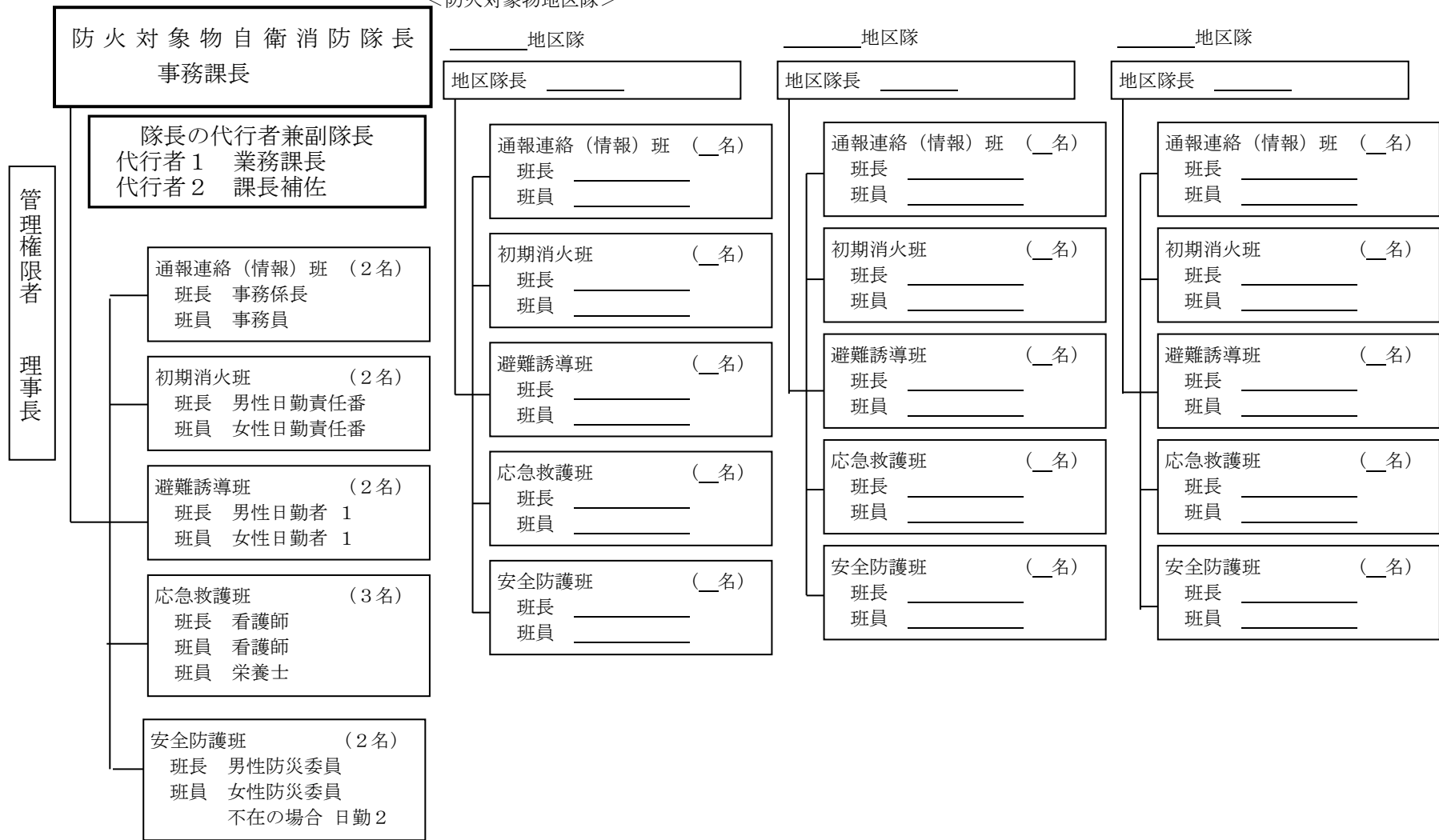
(凡例) ○…良 ×…不備欠陥 ⊗…即時改修

防火対象物自衛消防隊（防火対象物地区隊）の編成と任務（編成表）

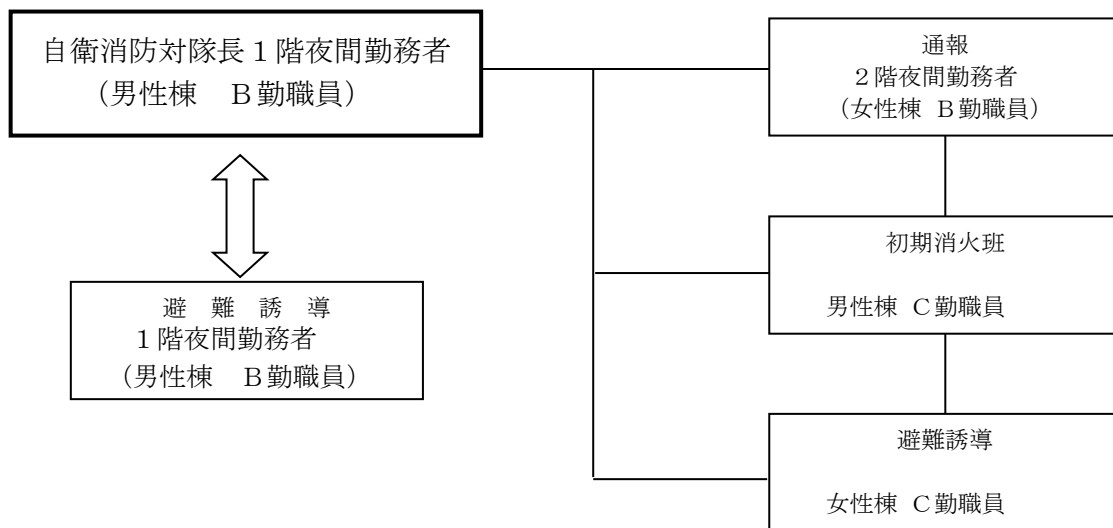
防火対象物自衛消防隊編成表（日中時間帯 8時00分～17時00分）

<防火対象物本部隊>

<防火対象物地区隊>



夜間の自衛消防隊の編成と任務（編成表）



別表5-②

防火対象物自衛消防隊の編成と任務（資格管理表）

配 置 等	職 名 ・ 氏 名	保 有 資 格 等	特 記 事 項
管 理 権 原 者	理 事 長		
防 火 対 象 物 本 部 隊			
防 火 対 象 物 自 衛 消 防 隊 長	事 務 課 長		
防 火 対 象 物 自 衛 消 防 隊 長 の 代 行 者	(第 1 順 位) 業 務 課 長 (第 2 順 位) 課 長 補 佐		

※ 本表は、変更の都度修正し、消防計画を届け出た消防署へその変更内容について、資料を提出すること。

別表5-③

防火対象物自衛消防隊の編成と任務（任務表）

防火対象物本部隊及び防火対象物地区隊の任務

班	災害等発生時の任務	警戒宣言が発せられた場合の組織編成	警戒宣言が発せられた場合の任務
通 報 連 絡 (情 報) 班	1 消防機関への通報及び通報の確認 2 館内への非常放送及び指示命令の伝達 3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。）	通報連絡（情報）担当は、情報収集担当として編成する。	テレビ、ラジオ等により情報を収集する。
初 期 消 火 班	1 出火場所への急行 2 消火器等による初期消火	初期消火班は、点検担当として編成する。	担当区域の転倒、落下防止措置を講ずる。
避 難 誘 導 班	1 出火時における避難者の誘導 2 負傷者及び逃げ遅れた者の確認 3 非常口の開放並びに開放の確認と避難障害物品の除去	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	本部の指揮により、避難誘導を行う。
応 急 救 護 班	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供 4 逃げ遅れの救出	応急救護班は、応急措置担当として編成する。	危険箇所の補強、整備を行う。 救出資器材等の確認を行う。
安 全 防 護 班	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、	安全防護班は、点検担当として編成する。	上記の初期消火班の任務に同じ。

別表6

自衛消防訓練実施結果記録書

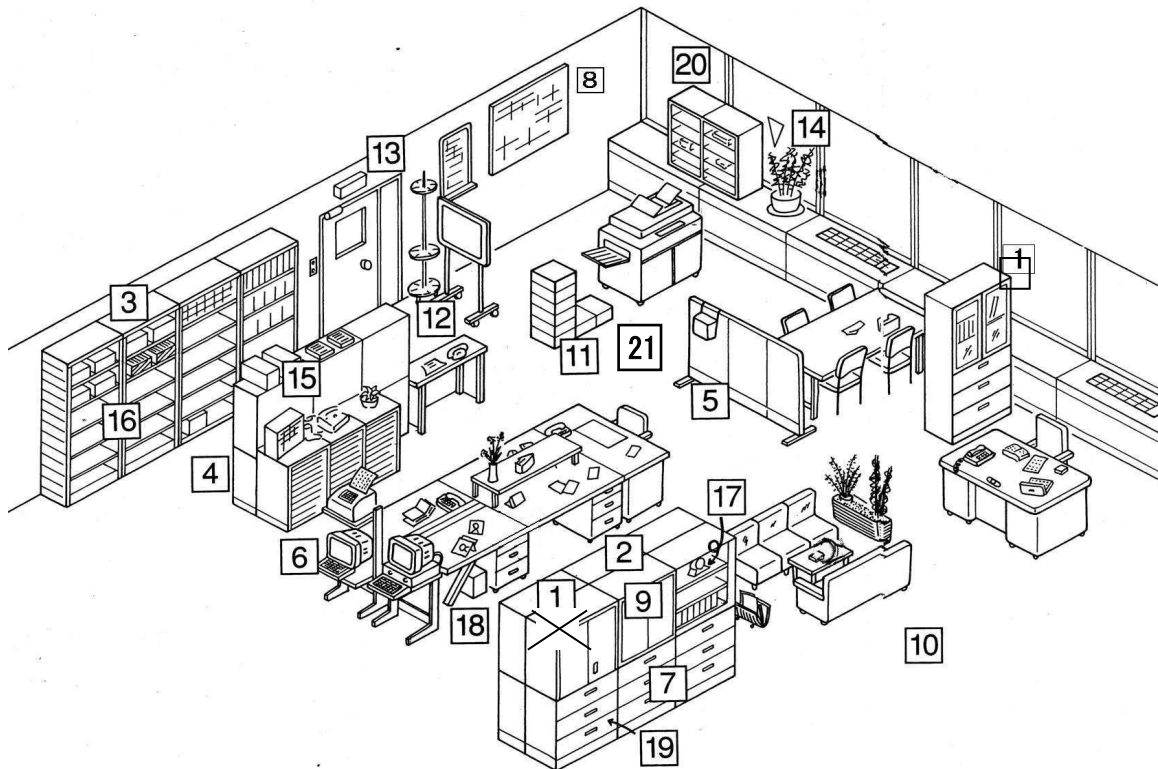
実施日時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで				
実施場所					
実施範囲	全体・部分（棟 階）				
訓練想定 （該当する□にチェックをし、具体的な内容を記載する。）	<input type="checkbox"/> 火災 ・ <input type="checkbox"/> 地震 ・ <input type="checkbox"/> その他の災害（ ） 具体的な内容：				
訓練項目等 （該当する□にチェックをし、参加人員を記入する。）	<input type="checkbox"/> 総合訓練			名	
	個別 訓練	<input type="checkbox"/> 消火訓練	名	<input type="checkbox"/> 通報訓練	名
		<input type="checkbox"/> 避難訓練	名		
		<input type="checkbox"/> その他（ ）			名
訓練参加者 内 訳	従業者・居住者等（全員・一部） 名 （うちパート・アルバイト 名） 参加者内訳：自衛消防隊員 名 自衛消防活動中核要員 名 〔うち 本部中核要員 名（うち 防災センター要員 名） 地区中核要員 名〕				
訓練指導者	職 氏名				
結果への意見	全体の評価				
	推奨事項				
	反省点				
記録作成者	職 氏名				

備考1 総合訓練とは、火災の覚知又は発見から消防隊到着までの初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供などの一連の自衛消防活動に係る訓練をいう。

2 訓練の事前計画や実施記録等を別に作成した場合は、添付しておくこと。

3 自衛消防訓練実施結果記録書は、3年間保存すること。

オフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策チェックリスト



項 目	チェック
1 背の高い家具を単独で置いていない	
2 安定の悪い家具は背合わせに連結している	
3 壁面収納は壁・床に固定している	
4 二段重ね家具は上下連結している	
5 ローパーティションは転倒しにくい「コの字型」「H型」のレイアウトにし、床に固定している	
6 OA機器は落下防止してある	
7 引出し、扉の開き防止対策をしている	
8 時計、額縁、掲示板等は落下しないように固定している	
9 ガラスには飛散防止フィルムを貼っている	
10 床につまづきやすい障害物や凹凸はない	
11 避難路に物を置いていない	
12 避難路に倒れやすいものはない	
13 避難出口は見えやすい	
14 非常用進入口に障害物はない	
15 家具類の天板上には物を置いていない	
16 収納物がはみ出たり、重心が高くなっていない	
17 危険な収納物（薬品、可燃物等）がない	
18 デスクの下に物を置いていない	
19 引出し、扉は必ず閉めている	
20 ガラス窓の前に倒れやすいものを置いていない	
21 コピー機は適切な方法で転倒・移動防止対策をしている	

別表8

一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄

備蓄場所	備蓄品 (1人分/日の備蓄量)	100人/6日分の備蓄量	
防 災 倉 庫	食料品	アルファ化米(3食分)	100人(利用者・職員)/6日分
		乾パン(1缶)	100人(利用者・職員)/6日分
		缶詰(3缶)	100人(利用者・職員)/6日分
	飲料水	ミネラルウォーター(600リットル)	2リットルのペットボトル300本 緊急湯浄水装置(地下水浄化装置)設置済
	救急医療薬品類	消毒液	4.5ℓスプレー 8本 空スプレー 8本
		ばんそうこう	50枚
		風邪薬	100錠入り 1瓶
	災害時要援護者用	簡易ベッド	10台
		簡易間仕切り壁	大型段ボール箱 20箱程度
		乳幼児用食品	
		粉ミルク	
		哺乳器	
		車いす	無し
	その他の物資	毛布・保温シート等(1枚/人)	毛布70枚、エアマット10枚
		簡易トイレ	50個
		敷物・ブルーシート等	9枚
		携帯ラジオ	1機 ライト付ラジオ 4機
		懐中電灯	21本
		乾電池(単1から単4)	単1:100本、 単3:400本 単4:50本
		使い捨てカイロ(3個)	無し
		ウェットティッシュ	100枚入り 3個
		非常用発電機	災害対応型バルク特定設備 プロパンガス発電機 1機
		工具類	一式あり
		ヘルメット	18個
		軍手	120組
		地図(1都3県)	1冊
拡声器		3機	

別表9

震災時における時差退社計画

優先順位	家庭内事情	氏名	自宅住所	帰宅ルートの概要		距離	付加的要素	帰宅グループ		
			連絡先	主要路線		予測時間		開始時刻		
				通常の通勤経路				到着時刻		
1								開始	:	
			(Eメール)					到着	:	
									開始	:
				(Eメール)					到着	:
2								開始	:	
			(Eメール)					到着	:	
									開始	:
				(Eメール)					到着	:
3								開始	:	
			(Eメール)					到着	:	
									開始	:
				(Eメール)					到着	:

第1優先順位 : 家庭内事情がある者、勤務地直近（おおむね10km以内）に居住しており徒歩帰宅が可能な者

第2優先順位 : 勤務地からおおむね20km以内の居住者で、帰宅ルートの安全性が確認できた者

第3優先順位 : 勤務地からおおむね20km以上の居住者で、帰宅ルートの安全性が確認できた者

施設の安全点検のためのチェックリスト

点検項目		点検内容	判定 (該当)	該当する場合の 対処・応急対応等
施設全体				
1	建物（傾斜・沈下）	傾いている。沈下している。		建物を退去
		傾いているように感じる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
2	建物（倒壊危険性）	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		建物を退去
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。		建物を退去
		周辺地盤が大きく陥没又は隆起している。		建物を退去
		隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
施設内部（居室・通路等）				
1	床	傾いている、又は陥没している。 フロア等、床材に損傷が見られる。		立入禁止 要注意/要修理
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。		要注意/要修理
		天井材が落下している。 天井材のズレが見られる。		立入禁止 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		立入禁止
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。		点検継続 →専門家へ詳細診断を要請
4	ドア	ドアが外れている、又は変形している。		要注意/要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、又は変形している。		要注意/要修理
		窓が割れている、又はひびがある。		要注意/要修理
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。		要注意/要修理
		照明器具・吊り器具のズレが見られる。		要注意/要修理
7	じゅう器等	じゅう器（家具）等が転倒している。		要注意/要修理/要固定
		書類等が散乱している。		要注意/要復旧
設備等				
1	電力	外部からの電力供給が停止している。（商用電源の途絶）		代替手段の確保/要復旧 →（例）非常用電源を稼働
		照明が消えている。		
		空調が停止している。		
2	エレベーター	停止している。		要復旧 →メンテナンス業者に連絡 →メンテナンス業者又は消防機関に連絡
		警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。		
		カゴ内に人が閉じ込められている。		
3	上水道	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →（例）備蓄品の利用
4	下水道・トイレ	水が流れない（あふれている）。		使用中止/代替手段の確保/要復旧 →（例）災害用トイレの利用
5	ガス	異臭、異音、煙が発生している。		立入禁止/要復旧
		停止している。		要復旧
6	通信・電話	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →（例）衛星携帯電話、無線機の利用
7	消防用設備等	故障・損傷している。		代替手段の確保/要復旧 →消防設備業者に連絡
セキュリティ				
1	非常階段・非常用出口	閉鎖している（通行不可である）。		要復旧 →復旧できない場合、立入禁止
2	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。		要復旧/要警備員配置 →外部者侵入に要注意（状況により立入禁止）

別記1

自衛消防活動要領

(通報連絡、情報収集)

- 1 火災の発見者は、消防機関（119番）への通報及び防災センターに場所、状況等を速報するとともに、周辺に火災を知らせるものとする。
- 2 本部隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行うものとする。
 - (1) 本部員として活動拠点における任務にあたる。
 - (2) 現場確認者等から火災の連絡を受けた時は、直ちに119番通報する。
 - (3) 火災発生確認後、速やかに、避難が必要な階の在館者への避難誘導放送を行う。
 - (4) 自衛消防隊長、地区隊長及び関係者への火災発生の連絡を行う。
 - (5) 避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の連絡を行う。
- 3 地区隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行うものとする。
 - (1) 出火場所、火災規模、燃えているもの、延焼危険の確認
 - (2) 消火活動状況、活動人員の確認
 - (3) 逃げ遅れた者、負傷者の有無及び状況の確認
 - (4) 区画形成状況の確認
 - (5) 危険物等の有無の確認
 - (6) 前(1)～(5)の情報の自衛消防隊長又は地区隊長への伝達
 - (7) 情報収集内容の記録

(消火活動)

- 1 本部隊の初期消火班員は、地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備等を活用して適切な初期消火を行うとともに防火戸等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。
- 2 地区隊における消火活動は、初動措置に主眼をおき活動する。

なお、自己地区隊の担当区域外で発生した場合は、臨機の措置を行うとともに、自衛消防隊長等の指示により行動するものとする。

(避難誘導)

- 1 本部隊の避難誘導班員は、火災が発生した場合、地区隊と協力して出火階及びその上階の者を優先して避難誘導にあたるものとする。
- 2 エレベーターによる避難は原則として行わないものとする。
- 3 屋上への避難は原則として行わないものとする。
- 4 避難誘導班員の部署は、非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等とする。

また、忘れ物等のため、再び入る者のないように万全を期するものとする。
- 5 避難誘導にあたっては、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる。
- 6 負傷者及び逃げ遅れた者等について情報を得たときは、直ちに本部に連絡する。
- 7 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、自衛消防隊の本部に報告する。
- 8 地区隊の避難誘導班は、避難者に対し、前各項に従い誘導にあたるものとする。

(安全防護措置)

安全防護班員は、火災が発生した場合、排煙口の操作を行うとともに防火戸等の閉鎖を行うものとする。

(応急救護)

- 1 本部隊は、必要に応じやまゆりホールの一時的集合場所等に救護所を設置し、地区隊の応急救護班と連携して活動を行う。
- 2 地区隊の応急救護班は、救護所を消防隊の活動に支障のない安全な場所に設置する。ただし、本部隊の応急救護班が、救護所を設けた場合は、本部隊と連携して本部隊の設けた救護所を活用し、必要な活動を行うものとする。
- 3 本部隊及び地区隊の応急救護班は、応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるように適切な対応をとるものとする。
- 4 本部隊及び地区隊の応急救護班は、負傷者の氏名、年齢、搬送病院、負傷箇所及び負傷程度等必要な事項を記録すること。
- 5 逃げ遅れた者の情報を得た場合、現場へ急行し、屋外避難階段等の安全な場所へ救出するものとする。

(自動火災報知設備と音声警報鳴動方式の放送設備が連動している場合)

防災センター要員等は次の対応を行うものとする。

- 1 自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めた時は、1名以上の防災センター要員等を防災センター等に残し、他の者は消火器、マスターキー、携帯電話等を持って現場へ急行する。
- 2 現場へ急行した防災センター要員等は、自動火災報知設備の発信機を押すか又は非常電話等により防災センター等へ連絡する。
また、現場から防災センター等へ火災である旨の連絡があった場合は、直ちに消防機関(119番)へ通報する。
- 3 防災センター等に残った防災センター要員等は、火災の状況によっては必要により放送設備を手動に切替え必要な事項を放送する。
- 4 在館者(劇場等の観客、百貨店の顧客等)の混乱を防ぐため、従業員のみに分かる暗号文を放送する場合には感知器が発報した旨の放送の後に、放送設備を手動により起動させ暗号文を放送する。

(自動通報) 有人直接通報を行っている場合

- 1 防災センター要員は、自動火災報知設備が作動し、火災通報装置から消防機関へ通報された場合には、消防機関からの着信信号を確認すること。
- 2 誤作動により直接通報された場合は、非常停止ボタンを押し、通報を中止すること。ただし、通報の中止が間に合わなかった場合には、119番送受話器を使用し又は119番を行い、誤作動であることを連絡すること。

別図

避難経路図

